

「「農薬の登録申請において提出すべき資料について」の一部改正案に対する意見・情報の募集」の結果について

令和5年9月29日
農林水産省消費・安全局

「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）の一部改正案について、令和5年6月14日から令和5年7月13日までの期間、e-Govに掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、本件に関して3名の方から8件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見及びそれに対する考え方を別紙に記載しましたので、お知らせします。

なお、本件については、お寄せいただいた御意見等を検討した上で、一部技術的修正を行い、別添のと通りの改正内容で通知を発出することとしました。

皆様方の御協力に深く御礼を申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先
農林水産省消費・安全局農産安全管理課
電話：03-3502-8111（内線4500）